第５章

厚生年金保険

5　厚生年金保険

わが国では、自営業者や無業者も含めて、原則として20歳以上60歳未満の人は公的年金制度に加入することが義務付けられています。

公的年金制度の土台となるのが国民年金です。国民年金は、老齢、障害、死亡などによって、加入者本人あるいはその残された遺族の生活が脅かされることのないように、国民年金の加入者がそれぞれ保険料を出し合うことによって互いに支えあいながら、生活を維持向上させることを目的としています。

また、公的年金制度のうち、法人事業所に勤める会社員や、公務員及び私立学校教職員を主な対象としたものが厚生年金保険です。厚生年金保険は、国民年金に上乗せする形で加入していて、厚生年金保険料として納付する保険料も、その財源の一部は、国民年金へ拠出されています。したがって、国民年金保険料を納めているという認識はなくとも、形式的には国民年金保険料も納めていることになっています。

厚生年金保険から給付を受けるときもこれと同様で、国民年金からの給付に厚生年金保険からの給付を上乗せしたものが、被保険者に支給されています。

ここではまず、公的年金制度の基盤となる国民年金の仕組みを学び、そのうえで、厚生年金保険の仕組みを見ていくことにしましょう。

国民年金制度は、日本国憲法第25条第2項に規定する理念に基き、老齢、障害又は死亡によって国民生活の安定がそこなわれることを国民の共同連帯によって防止し、もって健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とする。

（国民年金法第1条）

この法律は、労働者の老齢、障害又は死亡について保険給付を行い、労働者及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

（厚生年金保険法第1条）

5－1　全ての人が加入する国民年金のあらまし

日本国内に住んでいる全ての人には、国民年金の加入が義務付けられています。

厚生年金に加入している人は、自動的に国民年金の第２号被保険者になり、扶養される配偶者は第３号被保険者になります。

◆国民年金の被保険者について◆

日本国内に住んでいる 20 歳以上の全ての人には、国民年金に加入することが義務付けられています。

すでに説明したとおり、国民年金の被保険者には、第１号から第３号までの３種類があります。被用者として厚生年金保険に加入している人も、同時に、第２号被保険者として国民年金にも加入することになります。

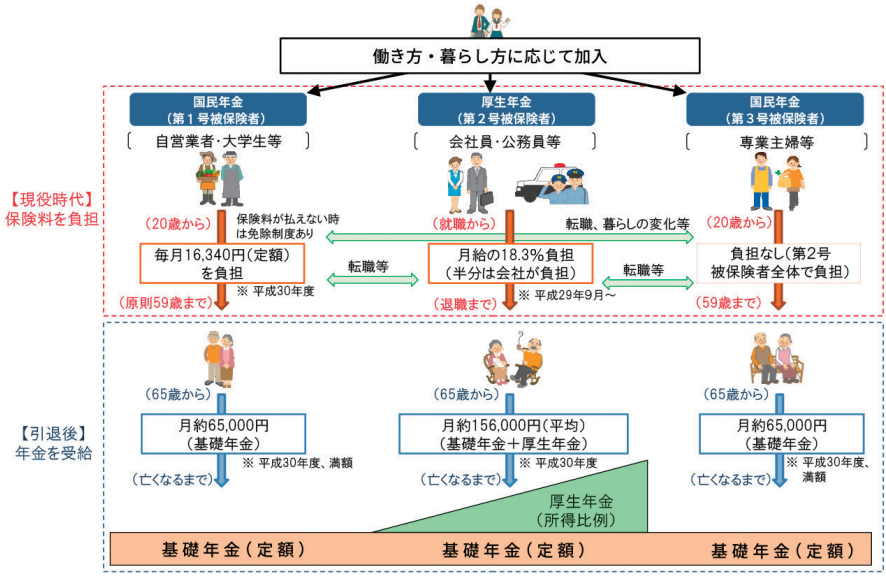

厚生労働省ＨＰより

◆老齢基礎年金をもらうには 10 年以上の「受給資格期間」が必要◆

被保険者が、老後に年金の給付を受けるために必要な国民年金への加入期間を受給資格期間といいます。

受給資格期間を得るためには、保険料を納めた期間だけではなく、申請により保険料の一部又は全部を免除された期間及び「カラ期間」（下記参照）なども含めて、原則として１０年以上加入しなければなりません。

受給資格期間

「保険料を満額納付した期間（保険料納付済期間）」
＋
「保険料の納付を一部又は全部免除された期間」
＋
合算対象期間（カラ期間）

が、合わせて１０年あることが必要です

※　国民年金は、20 歳から 60 歳までの 40 年間加入することが原則ですから、10 年間加入しただけでは、40 年間加入したときの年金額には達しません。

※　厚生年金保険に加入していた期間は「保険料を満額納付した期間」に含めます。

※　一部免除の期間については、減額された保険料を納めた期間であることが必要です。

○カラ期間

年金を受け取ることが出来るかどうかを判断する１０年に算入することが出来ますが、年金額の計算には反映しない期間のことを一般に「カラ期間（合算対象期間）」と呼んでいます。

「カラ期間（合算対象期間）」の例

①　昭和 36 年 4 月から昭和 61 年 3 月までの間で配偶者が厚生年金、共済組合に加入していて、本人が何の年金にも加入していなかった期間 (20 歳から 60 歳までの期間に限る)

②　学生であって、昭和 36 年 4 月から平成 3 年 3 月までの間で、国民年金に任意加入しなかった期間 (20 歳から 60 歳までの期間に限る)

③　昭和 36 年 4 月以降の 20 歳から 60 歳までの間で、日本国籍の人が海外に在住していた期間

④　昭和 36 年 4 月以降の厚生年金の期間で脱退手当金を受けた期間（昭和 61 年 4 月以降に免除を含む保険料納付済期間を有すること及び、昭和 61 年 3 月 31 日までに脱退手当金を受けた場合に限る）
⑤　昭和 36 年 3 月以前の厚生年金保険などの被保険者期間（昭和 36 年 4 月以降に、免除を含む保険料納付済み期間を有する場合に限る）

◆国民年金の任意加入被保険者◆

加入者の中には、加入手続きが漏れていたり、あるいは加入期間の途中で滞納期間があったりしたために、60 歳まで加入しても、受給資格期間である１０年を満たさない者もいます。

そこで、受給資格期間を満たすために 60 歳になってからも国民年金に加入することが必要な者については、65 歳になるまでの間（昭和 40 年 4 月 1 日以前に生まれた者については受給権を確保する 70 歳になるまでの間）、任意で国民年金に加入することができます。また、すでに受給資格期間は満たしているものの、さらに年金額を増やしたいという者も、65 歳になるまでの間は、任意加入することができます。

保険料を納付した期間が足りていなくても、カラ期間に該当する期間を探してみたり、任意加入して受給資格期間を補うことによって、年金がもらえるようになる場合もあるので、注意が必要です。

◆国民年金の保険料◆

平成 31 年度以降は、月額 17,000 円に毎年度の保険料改定率を乗じた額となっています。平成３１年度の保険料は**月額 16,410 円**です。

国民年金保険料は、翌月の末日までに納付することが原則ですが、もしも保険料の納付が滞っていた期間（滞納）があったときには、2 年前までさかのぼって保険料を納めることもできます。

◆保険料の免除と納付猶予◆

日本国内に住んでいる 20 歳以上の人は、すべて国民年金に加入することが義務付けられています。しかし、長い加入期間の間には、やむを得ない事由により保険料を納めることができない期間が生じることがあるかもしれません。

そこで、国民年金には、一定の要件を満たしたときには保険料が全額又は一部免除される制度、あるいは一定期間納付が猶予される制度などを設けています。

保険料が全額免除又は一部免除された期間も、老齢基礎年金が支給されるか否かを決定するための受給資格期間に算入されます。

○国民年金の法定免除

国民年金の第１号被保険者が､国民年金や厚生年金保険などから障害の年金（1 級、2 級）を受けているとき、生活保護法による生活扶助を受けているとき、国立及び国立以外のハンセン病療養所などで療養しているときには、市区町村を通して年金事務所に届け出れば、その期間中の保険料が免除されます。免除を受けた期間の基礎年金額は、平成 21 年 4 月分以降は、本来の基礎年金額の２分の１で計算されます（平成 21 年 3 月分以前は 3 分の 1)。

○国民年金の申請免除 (全額免除・一部免除)

国民年金の第１号被保険者本人、配偶者、被保険者が属する世帯の世帯主のいずれもが、生活保護の生活扶助以外の扶助を受けているとき、あるいは保険料の納付が著しく困難であるときに、市区町村を通して申請を行い、厚生労働大臣が認めた場合には、保険料の納付が全額又は一部が免除されます。全額又は半額免除された期間の保険料は、10 年間の範囲内で保険料を追納することができます。保険料を追納しない場合には、全額免除を受けた期間の基礎年金額は、本来の基礎年金額の２分の１（平成 21 年 3 月分までは 3 分の 1)、半額免除を受けた期間は 4 分の 3（平成 21 年 3 月分までは 3 分の 2)、4 分の 3 免除を受けた期間は 8 分の 5（平成 21 年 3 月分までは 2 分の 1)、4 分の 1 免除を受けた期間は 8 分の 7（平成 21 年 3 月分までは 6 分の 5）で計算されます。

○学生納付特例制度

国民年金の第１号被保険者のうち、20 歳以上の学生で、かつ学生本人の所得が 118 万円以下の場合には、申請により在学期間中の保険料の納付が猶予されます。猶予された期間の保険料は、卒業後、10 年以内であれば追納することができます。追納しない場合には、猶予された期間は受給資格期間に算入されますが年金額には反映されません。

○国民年金第１号被保険者の産前産後休業期間の保険料免除（産前産後免除）

平成 31 年 4 月以降、国民年金第１号被保険者で、出産日が平成 31 年２月１日以降の方に対して、国民年金の産前産後期間中の免除制度（産前産後免除）が適用されます。

具体的には、出産の予定日の前月（多胎妊娠の場合は３か月前）から出産予定月の翌々月までの期間の保険料が免除されます。また免除期間（産前産後免除期間）は保険料納付済期間に算入され満額が支給されます。

○ 50 歳未満の保険料納付猶予特例制度
（平成 28 年 7 月より平成 37 年 6 月末までの時限措置）

国民年金の第１号被保険者のうち、５０歳未満の被保険者で、本人及び配偶者の所得が一定以下の場合、申請を行い承認されれば保険料の納付が猶予されます。猶予された期間の保険料は、猶予された月から 10 年以内であれば追納することができます。追納しない場合は、猶予された期間は受給資格期間に算入されますが年金額には反映されません。

○猶予納付の制度を利用するメリット

国民年金は、老後の生活を保障するだけでなく、障害や死亡に対する保障もありますから、若いときにこれらの事故のあった場合にも、保障が受けられます。

猶予納付の制度を利用するメリットとして、万が一、保険料の納付が猶予されている間に障害の状態になってしまったときにも、国民年金に加入さえしていれば、障害基礎年金が支給されますし、また、その後納付が可能となった時に追納できる制度もありますので、そのことによって、老後に受け取る給付額を増やすこともできます。

◆「上乗せ年金」としての厚生年金◆

厚生年金保険の加入手続を行うことで、同時に国民年金にも加入することになるため、会社等に勤務していれば、20 歳未満でも国民年金に加入していることになります。また、厚生年金に加入している第２号被保険者に支給される老齢年金については、それぞれの制度によって計算された金額が合算されて支給されることになります。

具体的には、国民年金では保険料を納めた期間や加入者であった期間等が１０年以上ある人が 65 歳になったときに、保険料納付済期間に応じた老齢基礎年金が支給されます。そのため、退職後に支給される老齢基礎年金の支給額には、学生時代や自営業者であった期間も反映されることになります。もちろん、在職中に厚生年金に加入していた期間も、国民年金に反映します。

厚生年金の保険料は給与・ボーナスに決まった定率を掛けた額となり、その半分は事業主が負担し、残りの半分は本人の給与・ボーナスから天引きされます。厚生年金では、保険料や年金支給額も給与所得に比例して決まる報酬比例制となっているため、給与所得が高く、保険料納付済期間が長いほど年金額が高くなります。

◆第１号被保険者のための国民年金基金◆

国民年金に上乗せして厚生年金に加入している会社員等の給与所得者と、国民年金だけにしか加入していない自営業者などの国民年金の第１号被保険者とでは、将来受け取る年金額に大きな差が生じます。

この年金額の差を解消するため、加入は任意ですが、国民年金の第１号被保険者の老後の所得保障の役割を担うための上乗せ年金として、国民年金基金制度があります。

国民年金基金制度は、国民年金法の規定に基づく公的な年金であり、国民年金（老齢基礎年金）とセットで、自営業者など国民年金の第１号被保険者の老後の所得保障の役割を担うものです。

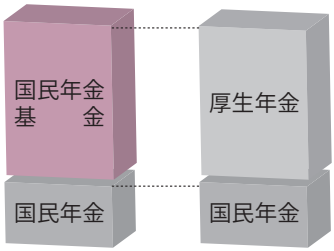

第１号被保険者　　第２号被保険者

加入すればより多くの年金がもらえます。

◆保険料の督促状を放置しておいたらどうなるのか？

国民年金保険料の支払いについては、税金のように強制的に徴収するのではなく、加入者が主体的に保険料を納める方式（社会保険方式）によって徴収しています。

そのため、国民年金法上は、国民年金保険料を滞納したことそのものに対する罰則規定はありません。しかし、保険料を納めなければ、将来受け取ることができる老齢基礎年金が少なくなったり、万が一障害の状態になっても、障害基礎年金などが受けられなくなるかもしれませんので、可能な限り保険料は納めるべきでしょう。

なお、保険料を納められるだけの十分な所得や資産がありながら、度重なる納付督励に応じず、他の被保険者の納付意欲に悪影響を与えかねない滞納者については、強制徴収を行うことになっているようです。

5－2　厚生年金保険の保険者

厚生年金保険の保険者（保険料の徴収及び給付などを行う運営主体）は政府（厚生労働省）及び厚生年金基金です。また、政府は、厚生年金保険の一連の業務運営について、日本年金機構に委任・委託しています。

◆政府管掌の厚生年金保険は日本年金機構が運営◆

厚生年金保険の保険者（保険料の徴収及び給付などを行う運営主体）は政府（厚生労働省）及び厚生年金基金です。

政府管掌の厚生年金保険については、平成２２年１月以降、公的年金にかかる一連の運営業務（適用・徴収・記録管理・相談・裁定・給付等）について、国（厚生労働大臣）から委託･委任をうけた日本年金機構が担っています。日本年金機構には、本部および出先機関としての年金事務所が設置されています。厚生年金に関する基本的な手続きは、この年金事務所が窓口になっています。

◆会社が厚生年金基金に加入しているとき◆

厚生年金基金とは、厚生年金保険の適用事業所の事業主と、その適用事業所に使用される被保険者で構成される特別法人です。例えば単独事業所の場合には常時1000 人以上の従業員がいるなど、一定の要件を満たした場合に、厚生労働大臣の認可を受けて設立されています。

厚生年金基金は、厚生年金保険の老齢厚生年金（報酬比例部分）のうち、基金加入員期間にかかる部分の年金給付など、国が行う年金事業の一部を代行します。さらに、国の代行部分に独自の上乗せ給付（プラスアルファ分）を行うことによって、加入員の老後の所得保障の充実に貢献しています。

厚生年金基金加入員の厚生年金保険料率は、基金ごとに異なります。

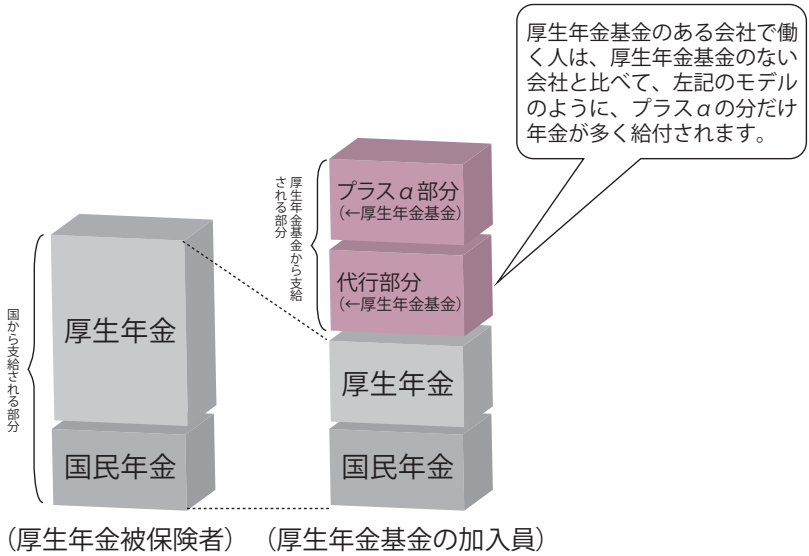

◆公務員や私立学校教員の場合は◆

平成 27 年 10 月 1 日に「被用者年金一元化法」が施行されました。それまで共済年金制度に加入していた公務員及び私立学校教職員が、厚生年金制度に加入し、同時に報酬比例部分の年金も厚生年金に統一されるなど、二つに分かれていた被用者の年金制度が統一されることになりました。

ただし、年金制度の運営に関しては、これまで通り、公務員及び私立学校教職員が加入する、各職域の共済組合が行っています。

５－３　厚生年金保険の適用事業所と被保険者

厚生年金保険の適用事業所、被保険者資格の取扱いは健康保険と同じです。ただし、70 歳以上の方など、一部制度が異なる場合があります。

◆適用事業所・被保険者資格は原則的に健康保険と同じ◆

健康保険法の適用事業所は、同時に、厚生年金保険の適用事業所でもあります。また、健康保険と同様に、適用事業所に「常時」使用される者は、事業主や従業員の意思にかかわらず、原則的には被保険者となります。パート労働者などの取扱いについても同様です。

そのため、会社に就職すると、健康保険と厚生年金保険は通常、両方セットで加入して健康保険及び厚生年金保険被保険者資格を取得することになります。

◆厚生年金保険の被保険者資格は７０歳まで◆

原則として、健康保険の被保険者は、退職するか 75 歳になって後期高齢者医療制度の被保険者となるまで被保険者資格を失いませんが、厚生年金保険は、70 歳に達すると、被保険者資格を喪失します。

ただし、７０歳に達するまで厚生年金保険に加入しても、基礎年金の受給資格が得られる１０年の受給資格期間を満たしていない場合には、受給資格期間を満たすまで高齢任意加入被保険者として、任意で厚生年金保険に加入することができます。高齢任意加入被保険者の保険料は、原則として被保険者が負担しますが事業主の同意が得られれば半額負担してもらうことができます。

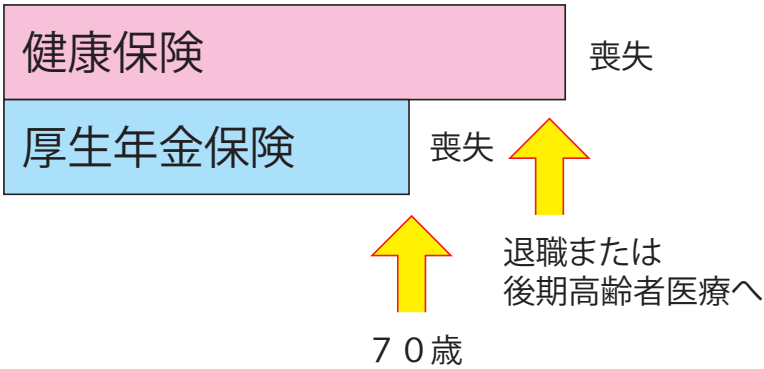

5－4　厚生年金保険料

厚生年金保険の保険料は、健康保険と同様、標準報酬月額をもとに算出されます。納付は月単位となっており、日割計算はありません。

◆厚生年金保険料の計算◆

厚生年金保険料は、健康保険料と同様、標準報酬月額及び標準賞与額に保険料率を乗じて算出します。ただし、健康保険・厚生年金では、標準報酬月額及び標準賞与額の上限・下限が異なっているため、同じ報酬月額・賞与額であっても、両制度における標準報酬月額及び標準賞与額は一部異なります。

厚生年金保険の保険料率は 1000 分の 183 で、保険料は、被保険者と事業主とで折半して負担します。ただし、高齢任意加入被保険者の場合、保険料は原則全額自己負担となります。

平成 16 年の年金制度改正で「保険料水準固定方式」が決められ、平成 29 年 9 月以降は保険料率を固定することになりました。そのため、厚生年金保険料率は、平成 16 年 10 月より毎年 1000 分の 3.54 ずつ引き上げられてきましたが、現在は 1000 分の１８３で固定されています。

産前産後休業期間中の厚生年金保険料については、健康保険料同様、被保険者の申し出により、被保険者負担分、事業主負担分ともに免除されます。

◆厚生年金保険料は月単位で納める◆

厚生年金保険料は、被保険者と事業主の負担分をあわせて事業主が納付します。

保険料の納付は 1 か月単位となっており、被保険者資格を取得した日（入社日など）の属する月から、被保険者資格を喪失した日（退職日、死亡日などの翌日）の属する月の前月分までが納付期間です。たとえ加入期間が 1 日でも、日割計算して納付することはありません。

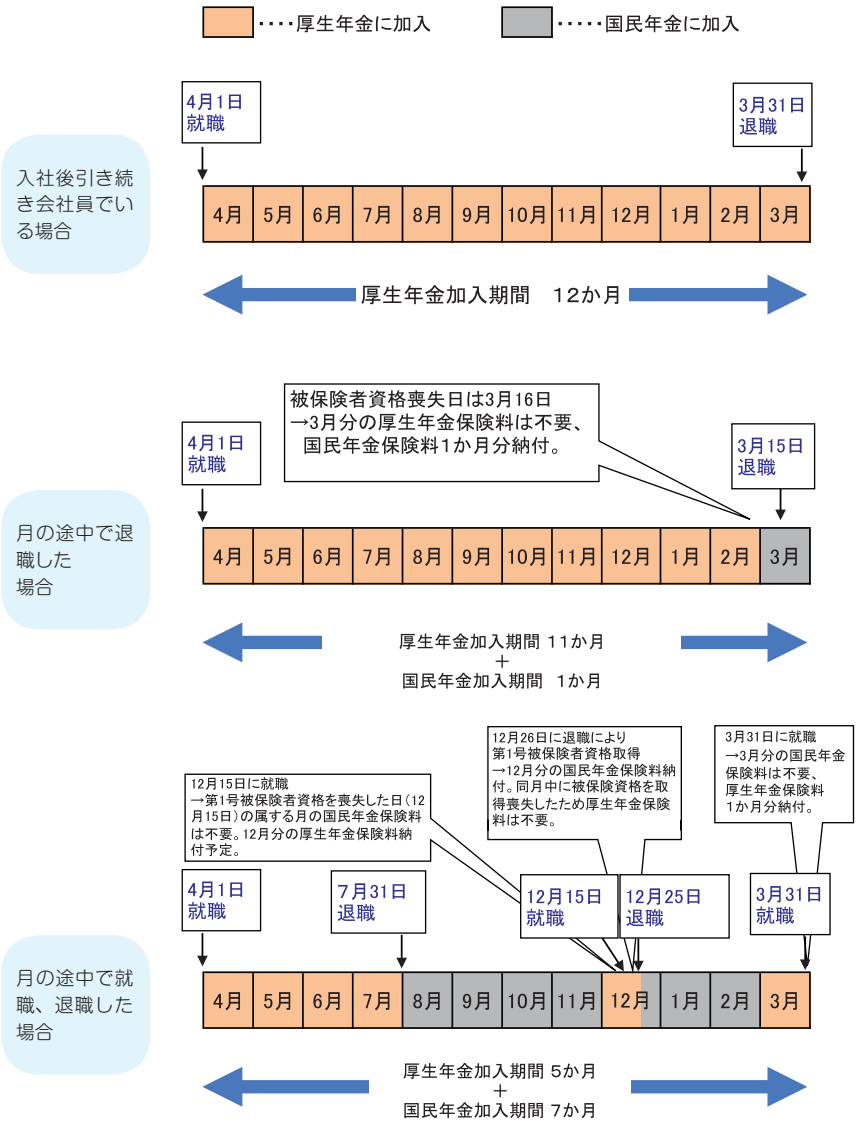

※　会社を退職したら、自分で国民年金被保険者種別変更の届出を行わなければなりません。種別変更の手続きを怠ると「未納期間」が生じてしまい、将来、受け取れる年金の計算にあたって不利になることもありますので、退職後は速やかにお住まいの市区町村役場で手続きを行う必要があります。

5－5　老齢年金

厚生年金の加入者に対しては、老後の生活保障のために、国民年金から老齢基礎年金が、厚生年金から老齢厚生年金がそれぞれ支給されます。

◆老齢基礎年金と老齢厚生年金◆

老齢厚生年金は、老齢のために働くことができなくなった被保険者の生活保障をするために支給するものです。「老齢」のため働けない状態であるかどうかは個人差がありますが、厚生年金保険では、65 歳に達したことをもって、「老齢」という保険事故にあったものとみなしています。

厚生年金保険に加入していた受給権者に支給される年金は、①国民年金の加入者であったことを理由に給付される年金（老齢基礎年金）と、②厚生年金保険の被保険者であったことを理由に給付される年金（老齢厚生年金）の二つに分けられます。

◆年金の請求◆

年金は、受給資格期間を満たしたからといって、自動的に支給されるものではなく、請求の手続きが必要とされます。

日本年金機構で受給資格が確認できる人には、受給開始年齢または 65 歳の誕生月の約 3 か月前に、日本年金機構から「年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）」が届きます。必要事項を記入し、その他の必要書類を添えて、国民年金の第 1 号被保険者の期間のみの人は住んでいる市区町村役場の年金担当課、又はお近くの年金事務所等へ、支給開始年齢の誕生日の前日以降に提出します。

年金を受け取る権利の時効は 5 年間です。請求が遅れると、もらえたはずの年金がもらえなくなってしまう可能性もあるので、忘れずに請求しましょう。特に、厚生年金の加入期間が 1 年以上ある人は、生年月日によっては 65 歳になる前から「特別支給の老齢厚生年金」が支給される場合があるので、請求の時期に注意が必要です。

年金が決定されると、年金証書、年金決定通知書が送られてきます。年金証書には、どの公的年金制度に何か月加入していたか、また免除期間はあったかどうかなどが記されています。年金は、偶数月の 15 日、1 回の振込みで 2 か月分が指定の金融機関の口座に振り込まれるか、ゆうちょ銀行に送金されます。

◆年金の給付（１）　老齢基礎年金◆

○老齢基礎年金の仕組み

国民年金からの給付である老齢基礎年金は、20 歳から 60 歳に達するまでのあいだに、国民年金に加入している期間（受給資格期間：保険料納付済期間＋保険料免除期間＋カラ期間）が原則として１０年以上あれば受給資格が得られ、65 歳から支給されます。厚生年金に加入している期間は、国民年金保険料を満額納めたことになります。

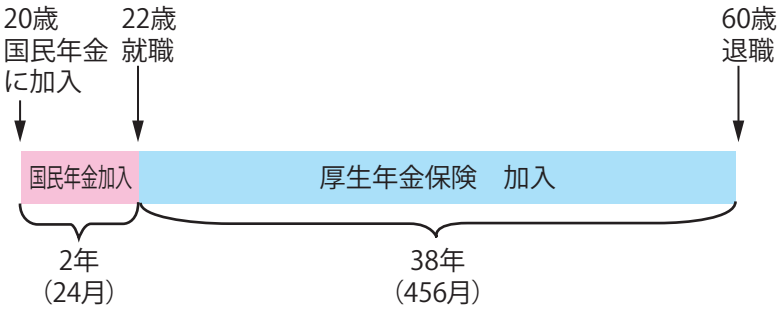

２０歳から６０歳に達するまでの４０年間（４８０月）保険料を納めた場合に、満額が支給となりますが、保険料が全額又は一部免除された期間がある場合は、その分だけ給付される年金額が少なくなります。

例えば、平成２１年４月以降に保険料が全額免除された期間は２分の１換算、半額免除を受けた期間は４分の３換算されるなど、将来受け取れる年金額に反映されます。しかし、免除申請を怠り「未納」となると、その期間は一切年金額には反映されません。

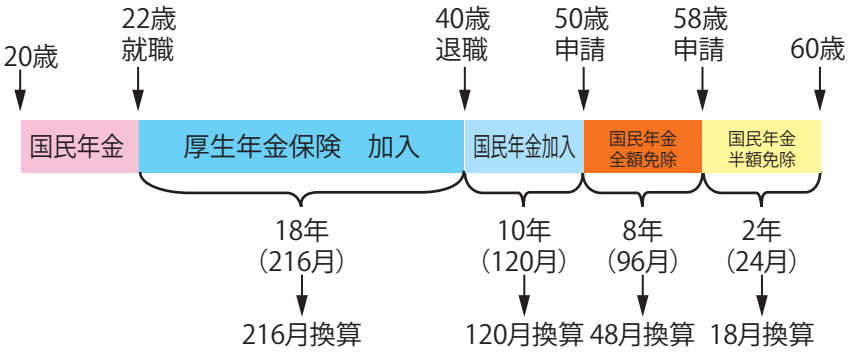

○６５歳から支給される老齢基礎年金の額

２０歳から６０歳に達するまでの４０年間（４８０月）保険料を納めた場合の満額の金額は、平成 31 年度については、７８０，９００円に改定率０．９９９を乗じた７８０，１００円となっています。また、未納期間や保険料が全額又は一部免除された期間がある場合は、その分だけ給付される年金額が少なくなります。

$$780{,}100\text{円} \times \frac{\text{保険料納付済月数} + \text{免除月数} \times \text{免除の種類と免除された時期に応じ}\ 1/3 \sim 7/.8}{\text{加入可能年数（40 年）} \times 12\ \text{月}}$$

年金が納められそうもないからといって、未納のままにしておくと、将来受け取れる年金額は減ってしまいます。保険料の納付が困難なときには、保険料を免除してもらえないかどうか、市区町村の国民年金相談窓口に相談してみるとよいでしょう。

○老齢基礎年金の繰上げ支給・繰下げ支給

老齢基礎年金の支給開始は 65 歳からが基本ですが、もっと早く年金の給付を受けたいという場合には、申請により、給付開始年齢を繰上げることができます。反対に、65 歳になっても年金の給付が必要ない場合には、支給を繰下げてもらうこともできます。

支給開始年齢を繰上げ又は繰下げることによって、本来 65 歳から給付される年金額よりも、一定の割合だけ減額あるいは増額して支給されます。いったん決められた年金額は、生涯変わりません。

【繰上げ支給の場合の新旧支給率】

請求時の年齢	新支給率	旧支給率
60 歳 0 か 月 ～ 60 歳 11 か 月	70.0%～75.5%	58.0 %
61 歳 0 か 月 ～ 61 歳 11 か 月	76.0%～81.5 %	65.0 %
62 歳 0 か 月 ～ 62 歳 11 か 月	82.0%～87.5 %	72.0 %
63 歳 0 か 月 ～ 63 歳 11 か 月	88.0%～93.5 %	80.0 %
64 歳 0 か 月 ～ 64 歳 11 か 月	94.0%～99.5 %	89.0 %

【繰下げ支給の場合の新旧支給率】

請求時の年齢	新支給率	旧支給率
66 歳 0 か 月 ～ 66 歳 11 か 月	108.4 %～116.1 %	112.0 %
67 歳 0 か 月 ～ 67 歳 11 か 月	116.8 %～124.5%	126.0 %
68 歳 0 か 月 ～ 68 歳 11 か 月	125.2%～132.9%	143.0 %
69 歳 0 か月 ～ 69 歳 11 か月	133.6%～141.3%	164.0 %
70 歳 0 か月 ～	142.0%	188.0 %

※　昭和 16 年 4 月 1 日以前生まれの者は「旧支給率」が、昭和 16 年 4 月 2 日以降生まれの者は「新支給率」が適用される。
※　繰上げ支給の新支給率の算出方法　　１００％　－　（繰上げた月数　×　０．５％）
※　繰下げ支給の新支給率の算出方法　　１００％　＋　（繰上げた月数　×　０．７％）

◆年金の給付（２）　老齢厚生年金◆

○老齢厚生年金の仕組み

厚生年金保険からの給付である老齢厚生年金は、受給資格期間（国民年金への加入期間が１０年以上）を満たしている方が、厚生年金保険に１か月以上加入していた場合に、老齢基礎年金に上乗せして支給される年金です。

また、当分の間、厚生年金保険への加入期間が１年以上あれば、「特別支給の老齢厚生年金」として、60 歳台前半から厚生年金保険からの給付を受けることができます。ただし、生年月日によって支給開始年齢等の制限があります。

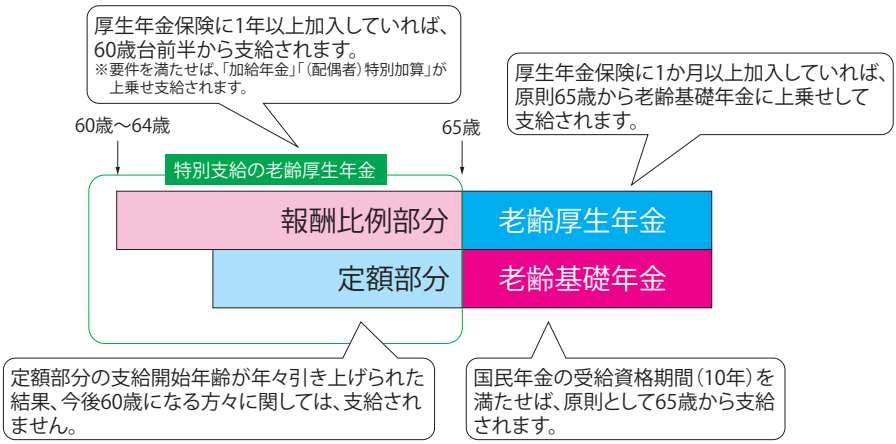

○老齢厚生年金の支給開始年齢

６０歳～６５歳の間、生年月日に応じて、特別支給の老齢厚生年金が支給されます。支給開始年齢は下記の通りです。

【６０歳から６５歳までの厚生年金の支給開始年齢】

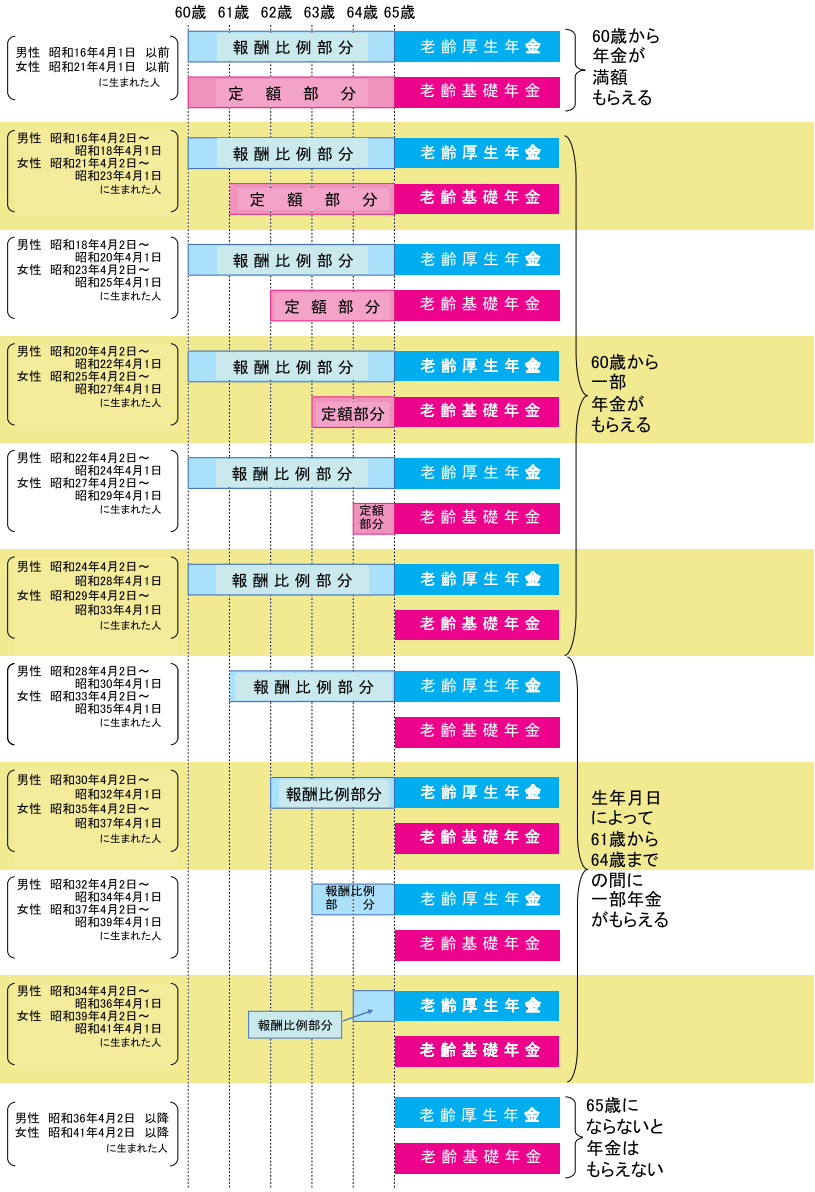

○特別支給の老齢厚生年金の支給額

特別支給の老齢厚生年金は、定額部分・報酬比例部分に加給年金額を加算した額です。ただし現在では、一定の年齢以上でなければ、定額部分の支給はありません。

（1）定額部分

1,6 2 6円（平成 31 年度）×生年月日に応じた乗率（1 .875 ～ 1.000）
×被保険者期間の月数　※被保険者期間の月数は生年月日による上限あり

（2）報酬比例部分

平成 31 年度の報酬比例部分の年金額は、①の式によって算出した額となりますが、それが②の式によって算出した額を下回る場合には、②の式によって算出した額が報酬比例部分の年金額になります。

①

※1

$$\text{平均標準報酬月額} \times \left[\underbrace{\frac{9.5}{1000} \sim \frac{7.125}{1000}}_{\text{生年月日に応じた率}}\right] \times \text{平成 15 年 3 月までの被保険者期間の月数} +$$

※2

$$\text{平均標準報酬額} \times \left[\underbrace{\frac{7.308}{1000} \sim \frac{5.481}{1000}}_{\text{生年月日に応じた率}}\right] \times \text{平成 15 年 4 月以後の被保険者期間の月数}$$

②

※1

$$\text{平均標準報酬月額} \times \left[\underbrace{\frac{10}{1000} \sim \frac{7.5}{1000}}_{\text{生年月日に応じた率}}\right] \times \text{平成 15 年 3 月までの被保険者期間の月数} +$$

※2

$$\text{平均標準報酬額} \times \left[\underbrace{\frac{7.692}{1000} \sim \frac{5.769}{1000}}_{\text{生年月日に応じた率}}\right] \times \text{平成 15 年 4 月以後の被保険者期間の月数}$$

×　1.000（※）
※昭和 13 年 4 月 2 日以降に生まれた方は 0.998

※1　平成 15 年 3 月までの被保険者期間の各月の標準報酬月額の総額を、平成 15 年 3 月までの被保険者期間の月数で除して得た額

※2　平成 15 年 4 月以後の被保険者期間の各月の標準報酬月額の総額を、平成 15 年 4 月以後の被保険者期間の月数で除して得た額

（3）加給年金額

厚生年金保険の加入期間が 20 年以上ある場合、その人に生計を維持されている 65 歳未満の配偶者、18 歳未満（18 歳の誕生日の属する年度末まで）の子、20 歳未満で 1 級・2 級の障害の子がいれば、加給年金額が上乗せされます。

受給権者が昭和 9 年 4 月 2 日以降生まれで、65 歳未満の被扶養配偶者がいる場合は、さらに特別加算額が上乗せされます。

平成 31 年度は、下記の額となります。

配偶者（年齢制限等あり）	：224,500 円
第 1 子、第 2 子（年齢制限等あり）	：224,500 円（1 人につき）
第 3 子（年齢制限等あり）	：　74,800 円（1 人につき）

※　配偶者の加給年金額については、受給権者の生年月日に応じ、一定の特別加算額が加算される。

○加給年金額と振替加算

加給年金額（特別加算額を含む）は、配偶者が 65 歳に達し、老齢基礎年金の受給資格を得ると打ち切られます。ただし、配偶者が大正 15 年 4 月 2 日から昭和 41 年 4 月 1 日生まれの場合には、配偶者の老齢基礎年金に振替加算が上乗せされるようになります。

なお、夫婦ともに 20 年以上厚生年金に加入し、ともに年金を受けている場合には、加給年金は支給停止されます。

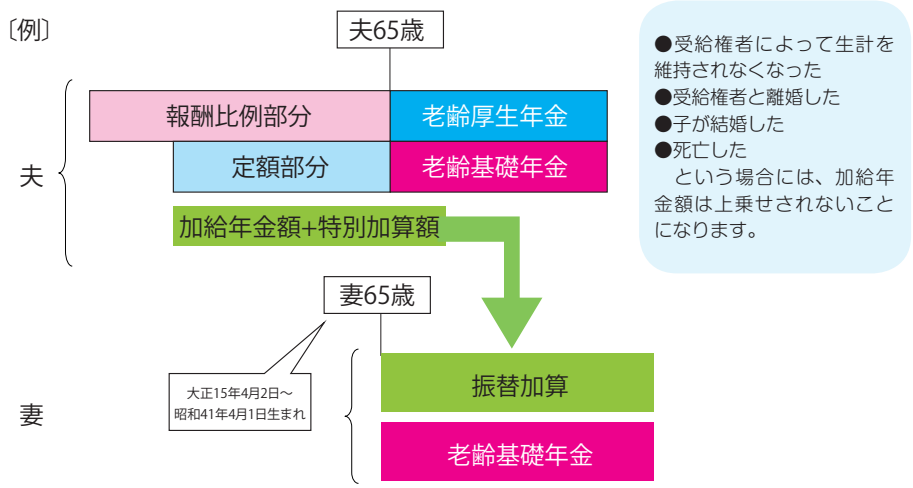

○６５歳から支給される老齢厚生年金

６５歳からの老齢厚生年金の年金額は、報酬比例部分に加給年金額を加算した額ですが、当分の間、経過的加算が行われます。

（１）報酬比例部分

６０歳～６５歳の老齢厚生年金の支給額と同じです

（２）加給年金額

６０歳～６５歳の老齢厚生年金の支給額と同じです

（３）経過的加算

６０歳～６５歳の老齢厚生年金の定額部分と老齢基礎年金との差額です

◆在職老齢年金◆

60 歳以上 65 歳未満の会社員は、厚生年金保険の被保険者であると同時に、特別支給の老齢厚生年金の受給権者でもあります。このような場合、賃金を得ながら、老齢厚生年金も同時に得ることはできますが、年金額は、給料（賞与等も含めた総報酬月額相当額）に応じて、一部又は全額が支給停止となることがあります。

このように、在職中の総報酬月額相当額と基本月額によって、年金の一部が支給停止されて支給される年金のことを在職老齢年金といいます。

【60 歳台前半（60 歳以上 65 歳未満）の在職老齢年金】

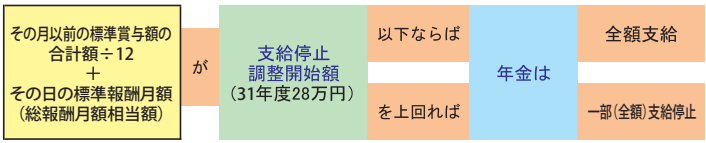

65 歳以上の会社員は、在職老齢年金のうちの基礎年金部分は満額支給されるようになりますが、報酬比例部分については、給料に応じて一部又は全額が支給停止されることがあります。

【60 歳台後半からの在職老齢年金】

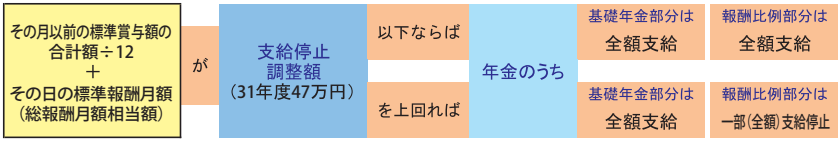

なお、老齢厚生年金に加給年金が加算されている場合には、加給年金額を除いて在職老齢年金を計算します。また、加給年金の支給の有無については、老齢厚生年金が支給（一部支給）される場合には加給年金額は全額支給、老齢厚生年金が全額支給停止される場合には加給年金額も全額支給停止となります。

なお、70 歳以上の在職者にも 60 歳台後半の在職老齢年金制度が適用されますが、70 歳になると、厚生年金保険の被保険者資格を喪失しますので、保険料負担がなくなることに加え、それまでの被保険者期間を参入して年金額が改定されます。

◆雇用保険との支給調整◆

○「特別支給の老齢厚生年金」と基本手当との支給調整

60 歳台前半に支給される「特別支給の老齢厚生年金（報酬比例部分及び定額部分）」と、雇用保険から支給される基本手当を同時に受給することはできません。

基本手当を受給するには、求職申込みをすること、すなわち「働く意思と能力がある」ということを意思表示が必要ですので、「老齢のために労働者として働くことができなくなった加入者の生活保障をする」という老齢厚生年金の制度趣旨と矛盾が生じるからです。

○老齢厚生年金と高年齢雇用継続給付の併給調整

在職老齢年金の給付を受けながら 60 歳以降も働いている方のうち、60 歳到達時の賃金と比較して一定程度賃金が低下した時には、雇用保険から高年齢雇用継続給付が支給されます。

その場合、在職による年金の支給停止に加え、さらに年金の一部（標準報酬月額の 0.18 ～ 6 %）が支給停止されます。

5－6　障害年金

国民年金・厚生年金の被保険者として働いていた人が「障害」の状態になってしまったときには、被保険者とその家族の生活を保障するため、年金又は一時金の支給が行われます。

障害年金には、障害基礎年金と障害厚生年金があり、病気やけがで初めて医師又は歯科医師（以下「医師等」といいます）の診療を受けた時に、国民年金に加入していた場合は障害基礎年金、厚生年金に加入していた場合は障害厚生年金が請求できます。

また、障害厚生年金に該当する状態よりも軽い障害が残った時は、障害手当金（一時金）を受け取る制度があります。

なお、障害年金及び障害手当金の受給については、初診日・障害の状態及び保険料納付状況について条件が設けられています。

◆支給要件◆

障害年金及び障害手当金を受けるためには、次の要件が必要です。

○障害基礎年金の支給要件

1　障害の原因となった病気やけがの初診日が次のいずれかの間にあること。
- 国民年金加入期間
- 20 歳前または日本国内に住んでいる 60 歳以上 65 歳未満の方で年金制度に加入していない期間（老齢基礎年金を繰り上げて受給している方を除く）

2　障害の状態が、障害認定日または 20 歳に達したときに、障害等級表に定める 1 級または 2 級に該当していること。

3　保険料の納付要件を満たしていること。ただし 20 歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合、納付要件は不要です。

○障害厚生年金の支給要件

1　厚生年金保険の被保険者である間に、障害の原因となった病気やけがの初診日があること。

2　障害の状態が、障害認定日に、障害等級表に定める１級から３級のいずれかに該当していること。
3　保険料の納付要件を満たしていること。

○障害手当金（一時金）の支給要件

1　厚生年金保険の被保険者である間に、障害の原因となった病気やけがの初診日があること（国民年金、厚生年金または共済年金を受給している方を除きます）。
2　障害の状態が、次の条件すべてに該当していること。
・初診日から５年以内に治っていること（症状が固定）
・治った日に障害厚生年金を受け取ることができる状態よりも軽いこと
・障害等級表に定める障害の状態であること
3　保険料の納付要件を満たしていること。

○用語の説明

※初診日・・障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師等の診療を受けた日をいいます。同一の病気やけがで転医があった場合は、一番初めに医師等の診療を受けた日が初診日となります。
※障害認定日・・障害の状態を定める日のことで、その障害の原因となった病気やけがについての初診日から１年６カ月をすぎた日、または１ 年６ カ月以内にその病気やけがが治った場合（症状が固定した場合）は、その日をいいます。

◆障害年金の対象となる障害の状態◆

国民年金から支給される障害基礎年金には１級と２級が、厚生年金から支給される障害厚生年金には１級から３級があります。障害の状態が障害等級表の１級､2 級、３級及び障害手当金に該当する場合に、給付の対象となります。

障害等級表は法令により具体的に定められており、また身体障害者手帳の等級とは異なります

障害等級表

＊身体障害者手帳の等級とは異なります。

	障害の状態
障害の程度1級	1. 両眼の視力の和が0.04以下のもの 2. 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの 3. 両上肢の機能に著しい障害を有するもの 4. 両上肢のすべての指を欠くもの 5. 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの 6. 両下肢の機能に著しい障害を有するもの 7. 両下肢を足関節以上で欠くもの 8. 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの 9. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁することを不能ならしめる程度のもの 10. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 11. 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
障害の程度2級	1. 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの 2. 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの 3. 平衡機能に著しい障害を有するもの 4. そしゃくの機能を欠くもの 5. 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの 6. 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの 7. 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの 8. 一上肢の機能に著しい障害を有するもの 9. 一上肢のすべての指を欠くもの 10. 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの 11. 両下肢のすべての指を欠くもの 12. 一下肢の機能に著しい障害を有するもの 13. 一下肢を足関節以上で欠くもの 14. 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの 15. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの 16. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 17. 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

（備考）
視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

国民年金法施行令別表より

	障害の状態
障害の程度3級（厚生年金保険のみ）	1. 両眼の視力が0.1以下に減じたもの 2. 両耳の聴力が40センチメートル以上では通常の話声を解することができない程度に減じたもの 3. そしゃく又は言語の機能に相当程度の障害を残すもの 4. 脊柱(せきちゅう)の機能に著しい障害を残すもの 5. 一上肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したもの 6. 一下肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したもの 7. 長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの 8. 一上肢のおや指及びひとさし指を失ったもの又はおや指若しくはひとさし指を併せ一上肢の三指以上を失ったもの 9. おや指及びひとさし指を併せ一上肢の四指の用を廃したもの 10. 一下肢をリスフラン関節以上で失ったもの 11. 両下肢の十趾(し)の用を廃したもの 12. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの 13. 精神又は神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの 14. 傷病が治らないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの

厚生年金保険法施行令別表第１より

障害手当金（厚生年金保険のみ）	1. 両眼の視力が0.6以下に減じたもの 2. 一眼の視力が0.1以下に減じたもの 3. 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 4. 両眼による視野が二分の一以上欠損したもの又は両眼の視野が10度以内のもの 5. 両眼の調節機能及び輻輳 (ふくそう)機能に著しい障害を残すもの 6. 一耳の聴力が、耳殻に接しなければ大声による話を解することができない程度に減じたもの 7. そしゃく又は言語の機能に障害を残すもの 8. 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの 9. 脊柱の機能に障害を残すもの 10. 一上肢の三大関節のうち、一関節に著しい機能障害を残すもの 11. 一下肢の三大関節のうち、一関節に著しい機能障害を残すもの 12. 一下肢を3センチメートル以上短縮したもの 13. 長管状骨に著しい転位変形を残すもの 14. 一上肢の二指以上を失ったもの 15. 一上肢のひとさし指を失ったもの 16. 一上肢の三指以上の用を廃したもの 17. ひとさし指を併せ一上肢の二指の用を廃したもの 18. 一上肢のおや指の用を廃したもの 19. 一下肢の第一趾又は他の四趾以上を失ったもの 20. 一下肢の五趾の用を廃したもの 21. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの 22. 精神又は神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの

厚生年金保険法施行令別表第2より

◆障害年金・障害手当金の額◆

障害基礎年金からの給付は障害の程度に応じて定額で支給され、障害厚生年金の給付は障害の程度や加入期間及び賃金の平均報酬月額に応じて支給されます。

○障害年金額・障害手当金の計算方法

障害年金の額の計算方法は、障害の状態（等級）により異なります。

平成 31 年度の額は、下記のとおりです。

障害の程度	年金・手当金の金額	
	障害厚生年金・障害手当金	障害基礎年金
1 級	報酬比例の年金額× 1.25+（配偶者の加給年金額）	975,125 円＋（子の加算額）
2 級	報酬比例の年金額　＋（配偶者の加給年金額）	780,100 円＋（子の加算額）
3 級	報酬比例の年金額 585,100 円に満たないときは、585,100 円	－
障害手当金（一時金）	（報酬比例の年金額）× 2 1,170,200 円に満たないときは、1,170,200 円	－

○加算年金額と子の加算額

1 級・2 級の障害基礎年金または障害厚生年金を受け取ることができる方に、生計を維持されている対象者がいる場合に受け取ることができます。

平成 31 年度の額は、下記のとおりです。

	名称	金額	加算される年金	年齢制限
配偶者	加給年金額	224,500 円	障害厚生年金	65 歳未満であること （大正 15 年 4 月 1 日以前に生まれた配偶者には年齢制限はありません。）
子 2 人まで	加算額	1 人につき 224,500 円	障害基礎年金	・18 歳になった後の最初の 3 月 31 日までの子 ・20 歳未満で障害等級 1 級・2 級の障害の状態にある子
子 3 人目から		1 人につき 74,800 円		

◆労災保険の障害（補償）年金等との支給調整◆

厚生年金保険に加入していた期間中の病気や怪我であれば、障害厚生年金・障害基礎年金は、業務上・業務外のいずれの場合にも支給の対象になります。

この場合、障害基礎年金及び障害厚生年金は満額支給されますが、労災保険の障害（補償）年金、傷病（補償）年金、遺族（補償）年金は、一定の割合で減額されます。

5－7　遺族年金

国民年金・厚生年金の被保険者が、在職中あるいは退職後に亡くなった場合に、一定の要件を満たせば、遺族に対して年金が支給されます。

国民年金の加入者等が死亡した場合には、その者によって生計を維持されていた遺族（子のある配偶者又は子）に対して遺族基礎年金が支給されます。

また、厚生年金保険の被保険者が死亡した場合などには、その者によって生計を維持されていた一定範囲の遺族に対して遺族厚生年金が支給されます。そのため、遺族が遺族基礎年金の支給対象である場合には、遺族基礎年金に上乗せして、遺族厚生年金が支給されます。

ただし、ここでいう「子」とは、18 歳の到達年度の末日までにある子、または 20 歳未満で障害等級１級・２級に該当する子に限られます。「孫」についても同様です。

◆遺族基礎年金◆

○遺族基礎年金の支給要件

遺族基礎年金を受給するには、下記のいずれかに該当する人が死亡したときに、その人の遺族に支給されます。

① 国民年金の加入者
② 国民年金の加入者であった者で、日本国内に住んでいる 60 歳以上 65 歳未満の者
③ 平成２９年７月までに老齢基礎年金の受給権者であった者
④ 保険料納付済期間と保険料免除期間と合算対象期間を合算した期間が２５年以上である者

また、死亡した月の前々月までに、「保険料納付済期間（保険料免除期間を含む）」が、加入期間の３分の２以上あることが必要ですが、平成３８年４月前に 65 歳未満で死亡した場合には、死亡日の前日において、直近１年間の滞納がなければよいとされています。

○遺族基礎年金の給付内容

遺族基礎年金からの支給は、基本額に子の人数による額を加算したものです。以下は、平成 31 年度の額です。

（1）子のある配偶者に支給される遺族基礎年金の額

基本額 780,100 円に、「子」の数により加算されます。3 人目以降は、1 人につき 74,800 円が加算。

（子のある配偶者に支給される遺族基礎年金の額）

子の数	基本額	加算される額	合計
1 人	780,100 円	224,500 円	1,004,600 円
2 人	780,100 円	449,000 円	1,229,100 円
3 人	780,100 円	523,800 円	1,303,900 円

（2）子に支給される遺族基礎年金の額

子が 1 人の時は基本額の 779,300 円とし、子が 2 人以上いる時は、基本額と加算額の合計額を子の数で除して得た額となります。なお、3 人目以降は、1 人につき 74,800 円が加算されます。

（子に支給される遺族基礎年金の額）

子の数	基本額	加算される額	合計	1 人当たり
1 人	780,100 円		780,100 円	780,100 円
2 人	780,100 円	224,500 円	1,004,600 円	502,300 円
3 人	780,100 円	299,300 円	1,079,400 円	359,800 円

◆遺族厚生年金◆

○遺族厚生年金の支給要件

遺族厚生年金は、下記のいずれかに該当する人が死亡したときに支給されます。

① 厚生年金保険の被保険者が死亡したとき

② 被保険者であった間に初診日がある病気・けがにより初診日から 5 年以内に死亡したとき

③ 1 級または 2 級の障害厚生年金の受給権者が死亡したとき

④　平成２９年７月までに老齢基礎年金の受給権者であった者が死亡したとき
⑤　保険料納付済期間と保険料免除期間と合算対象期間を合算した期間が２５年以上である者が死亡したとき

なお、①・②の場合には、遺族基礎年金の保険料納付基準を満たしている必要があります

また、遺族厚生年金が支給される遺族とは、死亡した人によって生計を維持されていた、下記の範囲の人を指します。

①　配偶者・子（※）
（注）30 歳未満の子のない妻は５年間の有期給付、夫は５５歳以上で支給開始は 60 歳から。ただし、夫は遺族基礎年金を受給中の場合に限り、遺族厚生年金も合わせて受給できる。
②　父母（５５歳以上、支給開始は 60 歳から）
③　孫（※）
④　祖父母（５５歳以上、支給開始は 60 歳から）
（※）　ただし、子・孫については１８歳到達年度の末日までの者（１級又は２級の障害の状態の場合は２０歳未満）で婚姻していないこと。

遺族厚生年金には支給順位があり、上位の人に一度受給権が発生した場合には、下位の人には受給権が発生せず、上位の人が受給権を失っても下位の人に受給権は移動しません。

また、子のある配偶者や子は、遺族基礎年金と遺族厚生年金が併せて支給されますが、そうでない遺族については、遺族厚生年金のみの支給となります。

○遺族厚生年金の給付内容

遺族厚生年金の額は、原則的に、報酬比例の年金額の３／４です。報酬比例の年金額は、６０歳～６５歳の老齢厚生年金の報酬比例部分と同様に計算しますが、遺族厚生年金の支給要件によって、計算の仕組みの一部が異なってきます。

○中高齢の加算・経過的寡婦加算

遺族基礎年金は子のない妻には支給されませんし、子にも年齢等の制限があります。そこで、子のない妻が受ける遺族厚生年金には、中高齢寡婦加算として、一定の条件で、40 歳から 65 歳になるまでの間、年額 584,500 円が加算されます。この金額は、遺族基礎年金の基本額の３／４です。

また。遺族厚生年金を受けている人が 65 歳に達すると、それまで加算されていた中高齢の加算が行われなくため、昭和 31 年 4 月 1 日以前生まれの妻に 65 歳以上で遺族厚生年金の受給権が発生したときや、中高齢の加算がされていた昭和 31 年 4 月 1 日以前生まれの遺族厚生年金の受給権者である妻が 65 歳に達したときには、一定の条件で、経過的寡婦加算が支給されます。

経過的寡婦加算の額は、昭和 61 年 4 月 1 日から 60 歳に達するまで国民年金に加入した場合の老齢基礎年金の額と合わせると、中高齢の加算の額と同額になるよう決められています。

◆遺族厚生年金と老齢厚生年金の併給調整◆

60 歳台前半の者で、遺族年金と特別支給の老齢厚生年金の 2 つの年金の受給資格を満たした者は、いずれか一方の年金を選択して受給することになります。

65 歳以上の老齢年金の受給権者で、かつ遺族年金の受給権者でもある場合は、平成19年4月1日以降、まず本人の老齢基礎年金と老齢厚生年金が支給され、その上で、下記①・②の高い方の金額と、本人の老齢厚生年金との差額が、遺族厚生年金として支給されます。

① 死亡した人の報酬比例の年金額の３／４
② （死亡した人の報酬比例の年金額の３／４×２／３）＋（老齢厚生年金× 1/2）